

非医師の病院開設について

(昭和 45 年 6 月 10 日)

(45 医発第 1461 号)

(厚生省医務局長あて福岡県知事照会)

医師でない個人から病院開設の許可申請があった場合における、医療法第 7 条第 4 項の運用について、左記のとおり疑義がありますので、御教示願います。

記

- 1 医師でない個人が病院を開設しようとする場合はすべて営利を目的とするものと考え
るべきか。
- 2 或いは、医師でない個人が病院を開設しようとする場合にも、営利を目的としない場
合がありうると考えてよいか。
- 3 知事は、営利を目的として病院を開設しようとする者に対して許可を与えないことが
できる、となっており営利を目的とすることの認定及び立証の責任は知事にあるように
なっているが、医師でない個人から開設許可の申請があった場合の営利を目的としてい
ることの認定及び立証は、どのような根拠によるべきであるか、明確な基準をお教え願
います。

(昭和 45 年 6 月 15 日 医発第 693 号)

(福岡県知事あて厚生省医務局長回答)

昭和 45 年 6 月 10 日 45 医発第 1461 号をもって照会のあった標記について次のとおり回
答する。

医療法第 7 条第 4 項に規定する営利を目的とするか否かの判定はその申請に係る医療施
設の開設主体、設立目的、運営方針及び資金計画等を総合的に勘案して行なうべきものと
解する。

なお、医療法においてとくに医療法人の制度が設けられている趣旨等を考慮した場合、
その開設の主体についても公共的な目的を達成できるような体制を整えることが適当と考
える。